

文化・スポーツ施策に係る推進体制について

資料 1

推進体制の考え方

- 復興の先を見据えたまちづくりの推進に向けては、市民の心の復興を図る必要があり、そのためには、これまで以上に文化・スポーツ施策の推進が重要である。
- 文化施策の推進に当たっては、本市における官民協働による文化芸術活動が評価され、平成25年度文化庁長官表彰を受賞したところであり、今後においても、その成果を十分に活かしていく必要がある。
- スポーツ施策の推進に当たっては、5年後に迫った2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据え、競技種目や合宿等の誘致のほか、オリンピック選手の育成を図ることが急務となっており、市としての体制整備が必要である。
- さらに、現在、教育委員会と市長部局がそれぞれ実施している文化・スポーツ施策を一元化した上で、推進することが重要である。
- これらを踏まえ、文化・スポーツ施策については、関係団体等との連携を図りながら、これまで以上に多様な施策領域との連携・融合等による施策展開が求められることから、地方公共団体の長である市長のトップマネジメントのもと、施策を効果的・積極的に推進していくための体制を整備する必要がある。

平成28年度における推進体制(案)

- 本市の文化・スポーツ施策を一元化するとともに、他施策との連携により、これまで以上の推進を図るため、現在、文化・スポーツ課で所掌する文化・スポーツに関する事務全てを市長部局へ移管する。
- 市長部局には、本市の文化・スポーツ施策推進に係る体制を強化するため、文化財を含む文化施策の専任部署として「文化振興課」を、スポーツ施策の専任部署として「スポーツ振興課」をそれぞれ新設するとともに、両課を統括する組織として、いずれの部にも属さない「文化スポーツ室」を新設する。
- 文化振興課には、市民協働課の文化のまちづくり担当で所掌する業務を移管の上、「文化振興係」及び「文化財係」の2係を設置する。
- スポーツ振興課には、「スポーツ振興係」、「スポーツ施設係」を設置するとともに、スポーツイベント等の業務を担うため、交流推進課に設置している「イベントクリエイション係」をスポーツ振興課に移管し、3係体制とする。
- 文化振興課及びスポーツ振興課の新設に当たっては、文化・スポーツ施策の積極的な推進の観点から、人員体制の強化についても検討する。

組織体制(案)

文化スポーツ室

文化振興課

文化振興係

文化財係

スポーツ振興課

スポーツ振興係

スポーツ施設係

イベントクリエーション係

法律に基づく対応

➤ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

第23条 前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

(1) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)

(2) 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)

○ 以上の規定を踏まえ、文化財の保護に関する事務については、法律上、市長が管理・執行することができず、教育委員会の職務権限とされていることから、当該事務の市長部局での執行に当たっては、地方自治法に基づく補助執行によることとする。

➤ 「博物館法」

第19条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

○ 以上の規定により、美術館は教育委員会の所管となることから、美術館に関する事務の市長部局での執行に当たっても、補助執行によることとする。